

# 業務指示書

## ベトナム国公正価値会計導入に向けた会計制度情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月6日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月11日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません

## 2・ 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：日本を含む特定国におけるIFRS適用方針検討作業(国としての方針検討作業)への従事

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／企業会計制度）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：日本を含む特定国におけるIFRS適用方針検討作業（国としての方針検討作業）への従事

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 企業会計基準・財務報告基準】

1) 類似業務の経験：日本を含む特定国におけるIFRS適用方針検討作業（国としての方針検討作業）への従事

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年9月15日 12時
  - (2) 提出方法： 郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
  - (3) 提出先・場所：
    - ・ 郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
    - ・ 持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
  - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

指示書「5. 業務内容(2)」に係る再委託費。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004964 円, US\$1 = 110.733 円, EUR1 = 130.097 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／企業会計制度  
企業会計基準・財務報告基準

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.52 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月2日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国公正価値会計導入に向けた会計制度情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配属(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/企業会計制度	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 企業会計基準・財務報告基準	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 調査の背景・目的】

### 1. プロジェクトの背景

ベトナム政府は、市場経済化・国際経済統合推進政策の一環として、2000年代初頭から段階的に会計制度の近代化を進め、2003年の会計法において企業会計、政府会計等を含む会計制度が体系的に定められた。ベトナムにおける、一般的に公正妥当と認められた企業会計基準である Vietnam Accounting Standard (以下、「VAS」という。)は、2001年に導入され、2003年及び2005年に基準改訂・追加がなされ現在26項目の基準が制定されている。

ベトナム企業の国際資本市場へのアクセスニーズの高まりや、昨今の世界的な会計基準の統一に向けた動きを踏まえ、ベトナム政府は会計制度・基準の近代化に向けた取組を進めている。2015年には、改正会計法(2017年1月1日発効)が国会承認され、公正価値会計の導入が明記されるなど制度整備が進展している。

上述の取組の一環として、ベトナムの会計基準設定主体であるベトナム財政省は、国際会計基準審議会が設定する会計基準である「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard、以下「IFRS」という。)について、下記の段階的な適用を検討している。財政省が作成した、適用に向けたロードマップ案は以下のとおりであり、現在も本ロードマップ内容について財政省・政府内で検討が進められている。

#### ベトナム財政省の IFRS 適用ロードマップ案

- ・ IFRS 適用企業の範囲：上場企業は強制適用、それ以外は任意適用。
- ・ 適用の方法：方針未定であるが、IFRS を VAS に単純に置き換えるアドプション(全面採用)ではなく、①VAS を維持しながら、IFRS と実質的に同等の基準とするための作業を永続的に実施するコンバージェンス、または②IFRS の個別基準について、一つ一つその妥当性を吟味し、自国での会計基準として承認し採用するエンドースメントの方法を検討。
- ・ スケジュール：  
2018～2020年：比較的単純な20基準ほどを選定し、複数の企業で試行適用するパイロットプロジェクトを実施。2020年以降、同パイロットプロジェクトで選定された基準を上場企業に適用  
～2023年：30基準の上場企業への適用  
～2025年：全IFRS全基準の上場企業への適用

IFRS 導入のメリットは、世界的に認知された会計基準を用いることで、企業の財務報告の信頼性・透明性向上、他国企業との比較可能性向上、国際資本市場へのアクセス向上等が挙げられ、上記の財政省の取組は中長期的なベトナムの経済成長に寄与するものである。

他方、会計基準は国内の商慣習・経済活動に密接に関連しており、新しい会計基準の導入は、経済活動へのインパクトが極めて大きく、個別企業及び経済社会全体が支払う導入コストも大きい。我が国や米国をはじめとした他国の「IFRS適用の方針決定」（ロードマップの決定）に要した長期の検討過程を見ても、その検討は多角的な論点を細部に亘って正・負の影響調査を行なったうえで、各ステークホルダーとの意見交換を行ない、ロードマップを決定する必要がある。

しかしながら、現在のベトナム財政省のロードマップ案は、検討に必要な論点が未整理のまま、適切且つ十分な影響調査や多様なステークホルダーとの意見交換を十分に実施せずに作成されている可能性があり、現在のロードマップ案を実行した場合、国内経済に負の影響を及ぼす恐れがある。

以上を踏まえ、本業務では、財政省が作成中のロードマップ案について過去の検討作業及び検討実施体制をレビューし、各国の経験を踏まえ、ロードマップ作成前に必要となる検討論点の再整理・細分化、論点検討作業の工程検討、検討作業実行の体制構築等「IFRS適用に向けた適切な検討作業のあり方」について財政省に対し提案を行なう。また、併せて、右の提案内容を踏まえ、ベトナム国の会計基準近代化に向けた将来的な技術協力方針をJICAに提案することを業務目的とする。

## 2. 調査の概要

### (1) プロジェクトの概要

財政省が作成中のIFRS適用ロードマップ案について、過去の検討作業及び検討実施体制をレビューし、各国の経験を踏まえ、ロードマップ案の作成前に必要となる検討論点の再整理・細分化、論点検討作業の工程、検討作業実行の体制構築等について財政省に対し提案を行なう。併せて、右の提案内容を踏まえ、ベトナム国の会計基準近代化に向けた将来的な技術協力方針を整理する。

### (2) 期待される成果

- ① ロードマップ案の作成前に必要となる検討論点の再整理・細分化、論点検討作業の工程検討、検討作業実行の体制構築等、「IFRS適用に向けた適切な検討作業のあり方」が提案される。
- ② ①の提案内容を踏まえ、ベトナム国の会計基準近代化に向けた将来的な技術協力方針が整理される。

### (3) 対象地域

ハノイ市、ホーチミン市

### (4) 関係官庁・機関

財政省 会計・監査政策局（会計・監査制度の所管官庁、会計基準設定主体）  
（英名：Accounting and Auditing Policies Department, Ministry of Finance）

#### (5) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

企業会計制度・会計基準を直接的に支援する援助実績はなし。

### 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 調査の概要」で記載された成果を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 4. 実施方針及び留意事項

#### (1) IFRS の原則主義の定着可能性

IFRS は、原則主義を採用し、基本的な原則を規定し詳細な規則は定めていない。よって、「5. 業務内容(1)」の実施にあたっては、このような IFRS の概念自体のベトナムでの定着可能性に留意したうえで作業を進める。

#### (2) 技術移転の方法

日常的な業務の実施に当たっては、コンサルタントのみで業務を実施するのではなく、ベトナム財政省を始めとする関係機関等と密接に協働して活動を進めていくことを基本とする。

#### (3) 多様な関係者からの情報収集

「2. プロジェクトの概要(4) 関係官庁・機関」に掲げる以外にも、以下を含むステークホルダーからも積極的な情報収集が必要であることに留意する。具体的な情報収集先については、以下に挙げた関係先の過不足を含めプロポーザル作成時にコンサルタントが提案を行なうこと。

- ・ 国家証券監督委員会（機能：証券市場の監督機関、財政省傘下）
- ・ ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所（機能：市場運営者）
- ・ 国家銀行（機能：中央銀行、銀行監督当局）
- ・ 機関投資家、アナリスト
- ・ 国内企業（金融機関及び非金融機関、大企業及び中小企業等）
- ・ 監査法人
- ・ 教育機関等

## 5. 業務の内容

### (1) ワークプランの説明

業務内容をまとめたワークプラン案を英語及びベトナム語で作成し、JICA と事前協議のうえ、ベトナム財政省に対しワークプランの説明を行ない、合意する。

### (2) 既存の IFRS 適用方針のレビュー・再考の整理

財政省が作成中のロードマップ案における IFRS の適用方針について、妥当性及び再考を要する点について整理を行なう。具体的な作業は以下の通り。

- ① ベトナムの会計制度・基準のレビュー、VAS と IFRS との差異分析を行なう。
- ② ベトナム監査制度概要をレビューする。
- ③ ロードマップ案の作成過程において、財政省がこれまでに実施した論点整理の作業内容や関係者からの意見集約のプロセスについてレビューする。
- ④ ロードマップ案の作成過程において、財政省が国際会計基準委員会の関連機関や他援助機関等から受けた技術支援・助言内容について把握する。
- ⑤ ベトナム国内の関係者に対し、IFRS 適用に際した意見（適用プロセスについての要望を含む）をヒアリングし、論点を整理する。

なお、上記業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有するベトナム国内機関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。なお、再委託を行なう場合、その費用は別見積もりとする。再委託の詳細は、後段「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託」を参照のこと。

### (3) 他国の IFRS 適用方針及び適用プロセスのレビュー・整理

- ① 日本を含む他国の IFRS 適用方針、適用方針の決定に至るまでの作業プロセス、作業実施体制等をレビュー・整理する。
- ② 他国が IFRS 適用方針の決定時に検討した検討項目、及びその最終的な解決策についてレビューし、ベトナムにおいても論点となりうる検討項目を整理する。

その際、ベトナム財政省が今後の検討作業で必要となる、適用プロセスの各段階での情報発信の一助とするため、我が国を含む諸外国の会計基準設定主体等などが公表している検討経緯文書等を、必要に応じベトナム語に翻訳のうえベトナム側関係者に提供する。ただし、翻訳対象資料が膨大になる場合は、JICA に事前相談のうえ、翻訳対象を決定する。

- ③ ベトナム財政省と協議のうえ、①、②を通じとりまとめた他国の事例等について、ベトナム国内関係者向けにワークショップを実施する。実施場所は、最大2か所（ハノイ、ホーチミン市等）とする。

本ワークショップは、ベトナム財政省と共催により実施、参加者は各回最大



100名程度を想定している。同ワークショップ実施に係るコンサルタントの業務範囲は、①資料の作成・印刷、②会場の手配、③通訳手配（日本人コンサルタント発表時の通訳）を含む。見積書作成時に本ワークショップ実施に係る諸経費を計上すること。

#### （４）日本のIFRS適用方針及び適用プロセス紹介に係る本邦招へいの実施

ベトナム財政省を中心としたベトナム国内関係機関を招聘し、日本のIFRS適用方針及び適用プロセスについて紹介する本邦招へいプログラムの企画・実施監理を行なう。招へいプログラムの概要は以下のとおり。コンサルタントは①～⑦の業務を実施する。

##### <本邦招聘プログラムの概要>

- ・目的：日本のIFRS適用方針及び適用プロセスの詳細について理解を深め、IFRS・適用に向けた適切な検討作業検討の参考とする。
- ・所要日数（案）：7日間から10日間
- ・実施回数：1回
- ・時期：上記作業（１）、（２）の作業期間中を想定しているが、契約期間中の前半期間での実施が望ましい。（日本及びベトナムの公定連休期間中は除く。）
- ・対象者：ベトナム財政省及び関係機関、人数は15名程度を想定。
- ・招へいに係るロジ面のアレンジ・費用：ベトナム側参加者の招聘に必要な航空券、宿泊手配、旅費支給等はJICAが別途行なうため、見積書への費用計上は不要。

- ① 日本のIFRS適用方針検討、適用プロセスに関与している日本の関係機関等を特定し、各関係機関の検討プロセスについてヒアリング・情報収集を行なう。
- ② ヒアリング結果に基づき、訪問すべき日本側関係機関を特定のうえ、招へいプログラム日程案を作成、JICA及びベトナム財政省と協議する。
- ③ JICA及び財政省が同意する日程案に基づき、日本側関係者に招へい受入依頼を行なう。
- ④ 日本側関係者が作成する資料のベトナム語への翻訳、印刷を行なう。
- ⑤ 招へいに同行し、日本側関係者とベトナム側参加者間の議論のファシリテーションを行なう。
- ⑥ 招へい結果の報告をとりまとめJICAに提出する。
- ⑦ 日本側関係者の講義及びその準備等にかかる謝礼等支払いについて、JICA基準に基づきコンサルタントが支払いを行なう。

※招へい関係者の案は以下を想定。いずれも東京都内に所在。過不足がある場合、プロポーザルにて提案を行なうこと。

・企業会計基準委員会（ASBJ）、金融庁（企業会計審議会、企業開示課）、経済産業省、日本証券取引所、監査法人、経団連、IFRS 適用企業、機関投資家、IFRS 財団アジア・オセアニア支部等

なお、上記招へいに関するコンサルタントの業務範囲は、下記のガイドラインにおける「実施業務」に相当。プロポーザル及び見積書作成にあたっては、下記ガイドラインを参照すること。

<コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）>

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-at/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-at/tra_201607_guide.pdf)

#### （５）IFRS 適用に向けた検討作業のあり方の提案

- ① 上記（１）～（４）の業務内容を踏まえ、既存のロードマップ案の妥当性及び再考を要する点についてとりまとめ、IFRS 適用に向けた検討作業のあり方について提案書案を作成する。
- ② 提案書案について、ベトナム財政省及び JICA と協議を行ない、必要に応じた修正を行なう。  
ベトナム財政省と協議のうえ、ベトナム国内関係者向けに提案書内容にかかるワークショップを実施する。実施場所は、最大２か所（ハノイ、ホーチミン市等）とする。  
本ワークショップは、ベトナム財政省と共催により実施、参加者は各回最大 100 名程度を想定している。同ワークショップ実施に係るコンサルタントの業務範囲は、①資料の作成・印刷、②会場の手配、③通訳手配（日本人コンサルタント発表時の通訳）を含む。見積書作成時に本ワークショップ実施に係る諸経費を計上すること。
- ③ 最終化した提案書をベトナム財政省に提出する。（JICA に対しては業務完了報告書中に含める形で提出すること。）

#### （６）IFRS 適用に向けた検討作業のあり方の提案

上記（５）で最終化した提案内容を踏まえ、ベトナム国の会計基準近代化に向けた将来的な技術協力方針について、以下の点を盛り込んだ提案を作成する。

- ① （５）で提案した検討作業のあり方に沿ってベトナム国が検討作業を進めると仮定した場合、各作業について我が国の経験・教訓・リソースが強みを有する作業分野の特定、および作業の優先順位付け。

② ①で特定・優先順位付けした各作業分野について、協力を実施する場合の協力アプローチ（例：ロードマップ案改訂への助言、各ベトナム国内関係者へのIFRS教育研修実施、法令改正等への助言等）、および実施可能な我が国国内のリソースの提案。

なお、ここでの「協力アプローチ」は、個別具体的な技術協力プロジェクトの提案は含まず、強みを有する分野について検討し得る協力内容について提案を求めるもの。JICAの技術協力プロジェクトで用いるProject Design Matrixと同等の詳細計画の提案は不要。

③ ②で提案した協力アプローチ案について、その実施に要する最低協力所要期間を推定できるものは期間（年単位）を記載する。

④ 協力を実施するにあたり、本分野特有のリスクや留意すべき点。

作成した提案内容について、JICAと協議を行ない、最終化し、業務完了報告書の一部としてJICAに提出する。なお、JICAへの提出前に、その提案内容について、コンサルタントが主体となってベトナム財政省と協議を行なう必要はない。

## 6. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 5 営業日以内	和文：3部 電子データも併せて提出 (主管部担当者に e-mail で送付)
ワーク・プラン	業務開始から 10 日以内	英文：20部 ベトナム語：20部 電子データも併せて提出 (主管部担当者に e-mail で送付)

<p>「5. 業務の内容（5）」 において作成する提案書</p>	<p>（5）の業務完了時にカウンターパートに対して提出する。</p> <p>※（5）の業務におけるワークショップ実施時に配布する提案書は右部数とは別途用意（製本不要）。</p> <p>※JICA に対しては、最終版を業務完了報告書に添付して提出すること。</p>	<p>和文：3部 英文：30部 越文：30部</p>
<p>業務完了報告書</p>	<p>業務完了時 （2018年9月下旬）</p> <p>※「5. 業務の内容（1）～（6）」で個別に作成を定める資料を添付資料として含めること。越語で作成した添付資料については、対応する和文または英文資料も添付すること。</p>	<p>和文：5部（製本版） 英文：20部（製本版）</p> <p>CD-R：2枚</p>

（2）報告書の印刷仕様／電子化仕様

業務完了報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

2017年10月中旬に業務を開始し、同年10月下旬を目途にワークプランを提出、2018年9月下旬にかけて業務を実施する。想定する業務工程は以下の通り。より適切な業務工程がある場合、プロポーザルにおいてその旨提案すること。

##### 【国内作業1.】2017年10月下旬

- ・業務実施計画書・ワークプランの作成

##### 【現地作業1.】2017年10月下旬～11月上旬

- ・ワークプランのベトナム財政省への説明

##### 【国内作業2.】2017年11月上旬～12月中旬

- ・ベトナム国の既存のIFRS適用方針のレビュー・再考案の整理
- ・他国のIFRS適用方針及び適用プロセスのレビュー・整理
- ・本邦招へいに向けた国内関係機関ヒアリング
- ・本邦招へいの日程案作成

##### 【現地作業2.】2017年12月中旬～1月上旬

- ・上記、国内作業2.の作業結果についてベトナム財政省に対し説明
- ・他国のIFRS適用方針及び適用プロセスに係るベトナム国内関係者向けのワークショップ実施（ワークショップの実施時期は、ワークプラン協議時に、ベトナム財政省と協議のうえ決定。本業務指示書中の開催時期は目安。）

##### 【国内作業3.】2018年1月上旬～2月下旬

- ・本邦招へいの実施準備、招へい実施（実施監理業務）、結果のとりまとめ

##### 【現地作業3.】2018年3月～5月下旬

- ・ベトナム国内関係者に対するIFRS適用に際した意見（適用プロセスについての要望を含む）のヒアリング

※ヒアリング日程が長期間に亘る場合、複数回の渡航に分けて実施することもプロポーザルで提案可能とする。

##### 【国内作業4.】2018年3月～5月（上記現地作業3.と並行して作業）

- ・「IFRS適用に向けた検討作業のあり方の提案」の作成

##### 【現地作業4.】2018年6月～7月下旬

- ・「IFRS適用に向けた検討作業のあり方の提案」のベトナム財政省、他主要な関係

者への説明、内容調整

- ・提案内容について、ベトナム国内関係者向けのワークショップ実施

※提案内容について、日本側の説明に対しベトナム財政省側が一定程度の検討期間を要する場合、コンサルテーションを密に実施するため、渡航を複数回に分けて実施することも可とする。プロポーザルで提案すること。

【国内作業 5.】 2018 年 8 月～9 月中旬

- ・IFRS 適用に向けた技術協力内容案の提案作成、JICA との協議
- ・業務完了報告書の作成

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

約 12.78M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付（目安）を超える提案を行なう場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/企業会計制度（2号）
- 2) 企業会計基準・財務報告基準（2号）
- 3) 開示制度

※いずれの業務従事者も、日本の公認会計士資格を有することを必須とする。  
また、日本における IFRS 適用方針の検討作業に関与した経験を有することが望ましい。

## 3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 国内関係者へのヒアリング等のアポイント調整支援

## 4. 配布資料および閲覧資料

なし。

## 5. 現地再委託

次の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するベトナム国内機

関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。なお、再委託を行なう場合、その費用は別見積もりとする。

#### 「5. 業務内容（2）

- ① ベトナムの会計制度・基準のレビュー、VAS と IFRS との差異分析を行なう。
- ② ベトナム監査制度概要をレビューする。
- ③ ロードマップ案の作成過程において、財政省がこれまでに実施した論点整理の作業内容や関係者からの意見集約のプロセスについてレビューする。
- ④ ロードマップ案の作成過程において、財政省が国際会計基準委員会の関連機関や他援助機関等から受けた技術支援・助言内容について把握する。
- ⑤ ベトナム国内の関係者に対し、IFRS 適用に際した意見（適用プロセスについての要望を含む）をヒアリングし、論点を整理する。」

再委託業務の実施にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

<コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）>  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent\\_201704\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf)

#### 6. その他留意事項

##### （1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

##### （2）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓

口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上